

第5項 清掃とリサイクル事業の今後の課題

(1) ごみの減量に向けた取り組み

ごみの減量に向けた最も有効な取り組みは、ごみの発生を抑制していくことです。そのために、ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

また、ごみを減らす努力をした方が報われるような施策を展開する必要もあります。

(2) ごみの分別の徹底と資源化

統計から見た清掃とリサイクルの推移(第1項)にあるように、可燃ごみ、不燃ごみの中には分別すれば資源となるものが、平成21年度では、それぞれ約18.5%、23.7%含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を図っていくことが、ごみを減らすためにも必要です。

また、現在の資源回収システムについても、事業者処理責任を明確にし、自主回収を促進していくとともに、地域住民が積極的に集団回収に参加できるようにしていく必要があります。その上で区の資源回収については、より効率的で、区民の皆様が出しやすいシステムを検討していく必要があります。

(3) 不法投棄

平成21年度において、ごみ集積所に出された未申請の粗大ごみや、集積所以外の場所に捨てられた粗大ごみなどの不法投棄ごみは、3,300点を超えています。区としては、「安全・安心パトロール」の一環として、「不法投棄防止パトロール」の実施や「不法投棄厳禁」の看板を作成し、希望する区民に配布する等の対策を行っています。

(4) 家庭ごみの有料化

平成17年5月、国は一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみの有料化を推進すべきとの方針を打ち出しました。さらに、平成19年6月、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村が円滑に実施できるように示しています。

今後は、ごみの発生抑制や排出抑制の観点も含め経費負担のあり方など様々な角度から検討し、区民や議会等と十分に議論を尽くしていくことが必要です。